

## 1. 10 月の情報

### 1-1. 米国における内分泌かく乱物質の規制動向

#### 1-1-1. 難燃剤禁止法案が署名され、カリフォルニア州法に一子供用品、マットレスフォーム、布張りの家具をカバー

先月号に記載したように、カリフォルニア州では、難燃剤使用禁止法案が成立し、州知事ジェリー・ブ라운は、居住用布張り家具、子供用製品、マットレスフォームで、ほとんどの難燃剤の使用を禁止する法律に署名した。最近イギリスを抜いて世界第 5 位の経済圏となった米国この州は、2020 年以降、1,000ppm を超える難燃剤を含む、または含有する構成部品からなる製品の販売を禁止する。

このカリフォルニア州の議員は、物質への広範な暴露、及び内分泌かく乱や癌などの潜在的な健康への悪影響の懸念に言及している。この法案の分析文書によると、難燃剤は「意味のある火災安全性の便益をもたらさない」ものであり、「これらの有害化学物質を引き続き使用することは無意味である」。

新しい布張りの家具、マットレスの内部フォーム（気泡材）及びバシネット（新生児用かご型ベッド）、プレイマット、ハイチェア、乳児用キャリア、ベビーカーなどの子供向け製品まで、要件は拡大している。布張り家具の修理または修復に使用される交換部品も対象となる。

最初に述べたように、法案（AB 2998）は、火災の進展を阻止または防止するために機能的に使用されるすべての物質に適用された。しかし、上院の修正により、特定の無機・非ハロゲン物質の使用が可能になる、より洗練された定義となった。このように、この法律は、2019 年にメイン州で施行される難燃剤を一掃する禁止法よりも、わずかに狭い物質を対象としている。しかし、メイン州の法律は、子供用製品やマットレス部品には適用されていない。カリフォルニア州の法律は、対象製品の電子部品には適用されないという点で、最も人口の多い都市の 1 つであるサンフランシスコを通過した難燃剤条例ほどではない。既存のカリフォルニア州法では、家具に化学難燃剤が含まれているかどうかを示すラベルを付ける必要がある。そして州では、難燃剤の pentaBDE (Brominated Diphenyl Ether) と octaBDE が 0.1% を超える製品を禁止している。これらの要件は、新しい法律が制定されても、依然として有効である。

米国化学工業協会（ACC）、カリフォルニア商工会議所、少年製品製造業者協会（JPMA）、玩具協会、小売業界リーダー協会（Rila）は、この対策に反対を表明した。ACC の北米難燃剤連合（North American Flame Retardant Alliance (Nafra)）は、消費者製品におけるそれらの物質の使用が「重要な火災安全ツール」として機能することを擁護している。しかし、様々な NGO、消防士団体、建築家、医療機関、家具組織はこの対策を支持している。NGO、環境健康センターのアルバロ・カソナバ（Alvaro Casanova）は、法律は公衆衛生上の勝利を意味し、「議員が化学産業による宣伝よりも健全な科学に従うときに可能となる証拠（testament）」である、と述べた。

法案（AB 2998）；

[https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\\_id=201720180AB2998](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201720180AB2998)

### 1-2. 米国における内分泌かく乱物質の安全性動向

#### 1-2-1. CLARITY-BPA レポートは、明確に「最小限の影響」との表現をとる—FDA と助成研究者の共同報告が次の秋に予定されている

「BPA（ビスフェノール A）の毒性に関する学術的及び規制上の洞察に関連づけるコンソーシアム」（Consortium Linking Academic and Regulatory Insights on Toxicity of BPA; CLARITY-BPA）は、6 年前に設立され、CLARITY-BPA プロジェクトが、米国環境健康科学研究所（NIEHS）及び米国食品医薬品庁（FDA）により組織され、国家毒性プログラム（NTP）により実施されており、国立研究機関の研究者のみならず、大学の研究者等も研究費の助成を受けている。このほど、プロジェクトの中核（コア）研究の報告書、全体の報告書案、プロジェクト参加者の生データの一部が公開され、雑誌の出版物へのリンクも提供されている。

NTP は、CLARITY-BPA プロジェクトの中核研究に関する最終報告書で、BPA が「最小限の影響」を引き起こしたという論争的となっている声明を削除した。声明は NTP が草案を発表した 2 月に学者や NGO からの批判を呼び起こした。公開された、査読を受けた報告書は、「低ストリンジェンシー（近迫/厳密さ）統計試験によって検出された BPA 投与群と対照群の違いは用量反応性ではなく、応答は時には低用量群または中用量群でのみ生じる」と結論づけている。FDA は、グッド・ラボラトリー・プラクティス (GLP) により、国立毒物学研究センター (NCTR) で中核的研究を行った。コアおよび助成された学術研究の結果を統合した報告は、来年の秋まで発表されない。

この結論に関して、ノースカロライナ州立大学の CLARITY-BPA プロジェクトの助成研究者の Heather Patisaul 氏は、「全体的に見て、FDA は BPA がそれに関連しているかまたは関連性があるという効果を有するとは考えていないと報告書は表明していると私は考える」と述べた。「統計的アプローチを「低ストリンジェンシー（厳密性が低い）」と分類することは懸念事項であり、それは彼ら自身の結果の生物学的意義に自信を持っていないことを効果的に示唆するからである。「この研究の範囲と規模は BPA において前例がなく、BPA に人が生涯暴露されても健康影響を引き起こす可能性はほとんどない」と米国化学工業会 (ACC) の Polycarbonate / BPA グローバルグループの Steven Hentges 博士は言った。

このドラフトが出版された後、少数の NGO および BPA CLARITY の助成研究者は、低投与量の BPA (2.5 マイクログラム/ kg 体重/日) に暴露された雌ラットにおける乳癌の発生率が高いことを示唆する結果に懸念を提起した。これらのラットは、「投与停止群」において、3 週間齢になるまで BPA に暴露され、その後、さらなる「処置 (投与)」なしで保持された。最終報告は、癌腫が「BPA 処置関連がもっともらしい」とは考えにくいことを示唆している。これは、投与停止群と連続投与群の間で一貫した結果が得られていないことを示している。パティサール教授は、「効果が非常に異なる実験であるため、投与停止群と連続投与群の両方で同じ効果が期待されるべきではない」と述べた。「発達 (成長) 時のみの暴露は、生涯にわたる暴露と同じ結果を生み出すと推測するのは無理であるが、これらのタイプの比較は報告書全体を通じて行われている。」この報告書はまた、なぜ低投与量の BPA が高投与量では見られない健康被害を引き起こすのか (単調でない用量応答として知られる) についての質問に答えることができない。「用量応答の欠如は依然として FDA にとってこだわりのあることであるが、非単調用量反応は BPA の典型的なパターンである。データをうまく統合することで、そのメカニズムがどうなっているかの推定について、ある解答と洞察が得られるであろう」とパティサール教授は言った。

「CLARITY-BPA は、データの適切な統合が行われる場合にのみ役立つ。」と NGO ChemTrust の Ninja Reineke 氏は結論付けた。「低用量域での有意な効果は、これまでに発表されている CLARITY 論文の多くに見られ、これからさらに出てくる。」

CLARITY-BPA の中核研究の報告書;  
[https://ntp.niehs.nih.gov/ntp/results/pubs/rr/reports/rr09\\_508.pdf](https://ntp.niehs.nih.gov/ntp/results/pubs/rr/reports/rr09_508.pdf)

CLARITY-BPA の報告書案;  
[https://ntp.niehs.nih.gov/ntp/about\\_ntp/rrrprp/2018/april/rr09peerdraft.pdf](https://ntp.niehs.nih.gov/ntp/about_ntp/rrrprp/2018/april/rr09peerdraft.pdf)

助成研究からの生データ;  
<https://ntp.niehs.nih.gov/results/areas/bpa/index.html>

### 1-3. EU における内分泌かく乱作用の規制動向

#### 1-3-1. フランスの議会は、学校の食堂でプラスチックの食品接触材料を禁止する法案を票決した—容器は 2025 年から禁止される

フランス議会の下院は、2025 年 1 月 1 日から 2,000 人以上の住民の自治体の学校においてケータリングサービスで使用されるプラスチック製食品接触材料 (FCM) の使用を禁止することを票決した。そして、提案された禁止が法律になった場合、それは 3 年後に小規模なコミュニティに拡大されるだろう。これらの日付から、6 歳未満の児童向け居住施設のみならず、育児、学校、大学のケータリングサービスでは、調理、加熱、食べ物提供へのプラスチック容器の使用は禁止される。「フランスプラスチックを使用しな

い容器」圧カグループに導かれた NGO の連合の請願は、9 月 14 日に議会で採択された。声明で、NGO は、「健康環境保護とプラスチックに含まれる内分泌かく乱物質と発癌物質への暴露の削減の歴史的な票決」と称した。NGO には以下が含まれる：健康環境フランス協会、親協議会連盟、公立教育生徒の親連盟、モルモットの世代、健康環境ネットワークそしてゼロ廃棄物フランス。

全国紙ル・モンドは、リベラルな政党「マルシュ・リピュブリック」のメンバーであるフランソワ・ミシェル・ランバートが、「フランスが主導権を握っている」、「フランスがプラスチック中毒から離れるよう促している」と述べた、と報じた。しかし、すべての政治家が合意に達しているわけではない。ル・モンドによると、Stéphane Travert 農業相は、特にプラスチック製品からの廃棄物を減らすために行動を変える必要がある一方、この施策の「経済的・生態学的影響をより正確に評価するための情報」を望んでいたと述べた。

フランスは、プラスチック中の有害物質の規制を導入するうえで最も積極的な EU 加盟国の一つである。2016 年 9 月には、すべてのプラスチック製カップ、カトラリー（食卓用刃物類）、プレートを堆肥化し、生物起源の材料で作られるべきであるとする法律を可決した。法律は 2020 年に発効する。また、今年 1 月、プラスチックの軸を持つ綿棒だけでなく、マイクロプラスチックを含むリンスオフ化粧品にも全国的な禁止が発効した。2012 年には、フランスは食品接触材料にビスフェノール A (BPA) の使用を禁止することを決めている。

本件に関する化学物質管理専門誌 Chemical Watch の記事：  
<https://chemicalwatch.com/70462/french-assembly-votes-to-ban-plastic-fcms-in-school-canteens>

### 1-3-2. 2019-2021 年のコミュニティローリングアクション計画 (CoRAP) の更新案が発表された

計画案は現在の CoRAP2018-2020 の年次更新であり、次の年の 2019-2021 年をカバーしている。それには、人の健康や環境に危険をもたらすと疑われる物質が含まれている。物質評価は、そのような潜在的なリスクの明確化を可能にする REACH 規則 (EC) No 1907/2006 (第 44 条から 48 項) に基づくプロセスである。

原案のリストには、合計 107 項目が含まれている。このうち、2019 年、2020 年、2021 年に 96 物質を評価の対象とし、28 物質は 2019 年に評価を予定している。このリストには、加盟国 (MS) に新たに割り当てられた 20 物質が含まれている。2018 年 3 月 20 日に公開された CoRAP 更新版に現在含まれている 87 物質から、それぞれの MS は、新しい情報または状況の変化に基づいて、評価が低い優先度または不要と見なされるため、11 物質を特定しリストから撤回した。この段階では、非機密性物質名、CAS および EC 番号、懸念する初期の根拠、および物質評価を実施しようとする MS の連絡先の詳細がリストに含まれている。一緒に評価される構造的に類似した物質のグループは、追加された欄で識別され、さらに EC 番号欄に示された脚注に記載されている。これらの物質を登録している企業は、共同登録者と調整し、物質の評価を担当する機関に連絡する必要がある。

構造的に類似した物質の評価において一貫したアプローチを保証するために、同定された構造的類似物質の物質評価プロセスは、好ましくは 1 つの評価年度に 1 つの MS によって実施される。2 つ以上の MS が物質群を評価する場合、評価プロセスにおいて一貫したアプローチを保証するために協力する。計画案は、2018 年 9 月 27 日に加盟国管轄当局および ECHA 加盟国委員会に提出された。委員会は 2019 年 2 月に CORAP 更新案について意見を述べる。委員会の意見に基づき、ECHA は 2019 年 3 月末までに 2019-2021 年度の最終的な CoRAP の更新を採択する予定である。最終的な CoRAP の更新 2019-2021 は、個々の物質ごとの正当化文書も示す。この計画草案を発行することにより、ECHA は、進展した進捗状況を関係者に通知し、関係する登録者と関連する評価する MS との間の早期連絡を促進することを望んでいる。新たに割り当てられた物質の中には、内分泌かく乱性が疑われている物質が含まれている。

ECHA のプレスリリース：[https://echa.europa.eu/-/member-states-to-evaluate-96-substances-in-2019-2021?\\_cldee=a2ltLm1hcnNoYWxsQGNoZW1pY2Fsd2F0Y2guY29t&recipientid=lead-b6a6f4e0c0e0e71180fa005056952b31-5b8764be4c7a49b2b5bbf92c9e6172d1&esid=620765b6-](https://echa.europa.eu/-/member-states-to-evaluate-96-substances-in-2019-2021?_cldee=a2ltLm1hcnNoYWxsQGNoZW1pY2Fsd2F0Y2guY29t&recipientid=lead-b6a6f4e0c0e0e71180fa005056952b31-5b8764be4c7a49b2b5bbf92c9e6172d1&esid=620765b6-)

60cc-e811-8105-005056952b31

CoRAP 更新案(107 物質のリストあり);

[https://echa.europa.eu/documents/10162/13628/corap\\_list\\_2019-2021\\_en.pdf/3be44b84-5d72-01fe-f8d7-3a5a9c27951e](https://echa.europa.eu/documents/10162/13628/corap_list_2019-2021_en.pdf/3be44b84-5d72-01fe-f8d7-3a5a9c27951e)

### 1-3-3. 1,2-ジクロロエタン認可申請が承認された—REACH 委員会は、医薬品、産業向けを含む使用を支持

EU 加盟国は、1,2-ジクロロエタン(略号 DCE または EDC)の使用のための申請を支持した。9 月 28 日の REACH 委員会では、REACH 附属書 XIV に SVHC として記載されている物質の条件付き使用に関する 3 社の認可を全会一致で承認した。EDC は発がん性物質で、昨年 11 月 22 日が日没日であった。(個々の認可対象物質は、認可されない限り、日没日をもって上市と使用が禁止されるが、少なくとも日没日の 18 ヶ月以前の日付までに継続申請が受理される場合には、日没日以降も認可申請について決定が下されるまで継続して上市と使用が認められる。)

会社と用途は次のとおり。

- Akzo Nobel Chemicals は、ポリアクリレート系界面活性剤の製造にリサイクル可能な溶剤としてこの物質を使用するために申請した。推奨レビュー期間は 2026 年 11 月 22 日に期限切れとなる予定である。
- マイクロビーズ社は、放射性廃棄物の浄化のためのイオン交換樹脂の製造における架橋ポリスチレンビーズのスルホン化反応の際の膨潤剤として使用する。その申請は、採択された決定から 12 年後に見直されるように設定されている。
- Orgapharm は、活性医薬成分(フレカイニドアセテートおよび塩酸ネオパム)の製造において EDC をプロセス溶媒として使用するために申請した。推奨レビュー日は 2024 年 11 月 22 日である。

欧州委員会は、3 月に遅れた REACH 第 2 回レビューを公表し、SVHC の代替を促進し、認可プロセスを簡素化することを含む 16 の措置を定めた。一部の加盟国や業界は、認可申請手数料の削減を求めている一方で、NGO は、これらの削減は、代替を促すのではなく SVHC の使用を容易にすると主張している。

3 社の申請; Akzo Nobel Chemicals; [http://files.chemicalwatch.com/akzo nobel chemicals.docx](http://files.chemicalwatch.com/akzo%20nobel%20chemicals.docx)  
Microbeads; [http://files.chemicalwatch.com/microbeads as.docx](http://files.chemicalwatch.com/microbeads%20as.docx)  
Orgapharm; <http://files.chemicalwatch.com/orgapharm.docx>

### 1-3-4. ECHA は、EU からの英国離脱に関する、企業のための情報を更新した

英国の EU からの離脱に関する ECHA の Web セクションには、REACH の下での物質および混合物の承認および登録に関する新しい情報が更新されている。2018 年 10 月 11 日、ECHA は英国の EU からの離脱に関する企業への Q&A アドバイスを更新した。このアップデートでは、REACH 下での物質および混合物の認可および登録に関連するトピック、ならびに現在の非 EU 企業への一般的な助言をカバーしている。このアップデートでは、関係会社間で資産を転送する際のアドバイスも提供されている。

ECHA はすぐに殺菌製品規制(BPR)に関する新しい Q&A を公表する予定である。ECHA は 2019 年 3 月 30 日の英国の離脱日より前に Q&A を大幅に拡大するつもりはないが、企業には今後数カ月間の更新を確認することが推奨される。

この助言は、英国の離脱が 2019 年 3 月 30 日に発効することを前提としている。EU と英国が離脱協定を締結し、移行期間に同意する場合、ECHA はそれに応じて Q&A を修正する。ECHA は、英国の EU からの離脱に関する進展について、企業にユーザーフレンドリーかつ時宜を得た助言を提供することを約束し、間もなくそのウェブサイトの改訂版をウェブサイトに公開する予定である。

ECHA の HP の英国の EU 離脱に関する記事; <https://www.echa.europa.eu/uk-withdrawal-from-the-eu>

#### 1-4. EUにおける内分泌かく乱物質の安全性動向

##### 1-4-1. プラスチック包装用フタル酸エステル 5 品目が EU 代替品に指定された一学者、NGO が、産業に代替策を見つけるよう圧力

科学者と NGO が関わっている 2 年間のプロジェクト、「プラスチックパッケージングにおける有害化学物質: 技術の現状、優先順位付け、評価」は 2019 年半ばまで実行される。この研究プロジェクトが最近出した報告書では、プラスチック包装に使用されている 5 つのフタル酸エステルを、代替することが検討されるべき「最優先」の物質としている。それらは、報告書によると、「専門家による判断を含む」優先順位付け基準のセットを使用して、プラスチックパッケージングに潜在的に存在する 4,000 以上の化学物質を含む最初のデータベースから選択された。

5 つのフタル酸エステルは、プラスチック包装に使用されたことによるヒトの健康へのリスクとその代替品の可能性について評価されなければならない、と報告書は述べている。それらは以下である:

- ・ベンジルブチフタレート (BBP)
- ・ジブチルフタレート (DIBP)
- ・ジイソブチルフタレート (DBP)
- ・ビス(2-エチルヘキシル)フタレート (DEHP)
- ・ジシクロヘキシルフタレート (DCHP)

5 月に発表されたこのプロジェクトの第 1 段階では、ヒトの健康被害に関して「高位」の 63 物質と、環境に関する「高位」の 68 物質が、CLP 分類表示調和システムに基づいて“プラスチック包装に関連する” 906 のリストから特定された。研究者らはリストを短縮するために、より詳細な第 2 段階の優先順位付けプロセスに着手した。ヒトへのハザードについては、欧州におけるバイオモニタリングデータ、内分泌かく乱作用および規制要件に重点を置いていた。環境ハザードの優先順位付けアプローチには、生態毒性情報源の追加の検討、排除基準の定義、および一次文献からの情報の抽出が含まれていた。報告書によると、この結果、さらなるリスク評価のための最初の物質として BBP が選ばれた。

フタル酸エステル類は、生殖毒性のためのみならず、内分泌かく乱性のために、REACH 候補リストに載っている。EU 加盟国は 7 月、製品中の、DEHP、DBP、DIBP、BBP の 4 物質を制限する欧州委員会の提案を支持した。しかし、これらの物質は依然として食品接触プラスチックに合法的に使用することができる。報告書によると、ヨーロッパ以外の多くの国では、フタル酸エステルはプラスチックフィルムやシートを含む消費者製品に広く使われている。今後数ヶ月にわたって、このプロジェクトはこれらの物質の代替品候補を検討する予定である。

研究成果は、優先順位付け戦略が利用可能なデータに依存しており、結果として「すでに注目を集めている物質」であると補足説明されている。報告書によると、データベースの多くの化学物質では、ハザード、用途、暴露、および規制状況に関するデータがほとんど存在しないという。例えば、最初のデータベースの物質の 13.4% および 27% のみが、それぞれ環境およびヒト健康のリスクに関する CLP 分類が調和されているだけである。データベースは、例えば、インシリコ分析またはインビトロバイオアッセイに基づくスクリーニングプログラムを通じて新規データを生成することによって、これらのギャップを埋めるための将来の研究の基礎として役立つ可能性がある、と報告書は付け加えている。

NGO CHEM Trust のエグゼクティブディレクターの Michael Warhurst は、フタル酸エステル類はまだ食品包装に許可されていることは「奇妙」だと語った。同プロジェクトは、「フタル酸エステルなどの問題のある化学物質群のより強力な迅速な、より包括的な規制をどのように必要としているか」を示している、と彼は付け加えた。食品包装フォーラム (Food Packaging Forum) の Jane Muncke 専務理事は、委員会が食品接触材料 (FCM) 規制を評価し始める中で、「この問題についてより透明性を確保することが急務である」と述べた。

このプロセスの一環として、昨年末、EU の役員はロードマップについて協議した。NGO は、FCM 中のすべての有害物質に「デフォルトでの禁止 (始めから禁止)」を要求している。

プロジェクトの報告書； [https://www.foodpackagingforum.org/fpf-2016/wp-content/uploads/2018/09/HCPP-prioritization-report\\_Sept-2018.pdf](https://www.foodpackagingforum.org/fpf-2016/wp-content/uploads/2018/09/HCPP-prioritization-report_Sept-2018.pdf)

**1-5. 国際機関における内分泌かく乱作用の規制動向**  
今月は特になし。

## 1-6. 頻出略語一覧

### 1-6-1. 米国

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ACC	American Chemistry Council	米国化学工業協会	業界団体
ACS	American Chemical Society	米国化学会	業界団体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター	政府機関
CPSC	Consumer Product Safety Commission	消費者製品安全委員会	政府機関
DHHS	Department Health and Human Services	保健社会福祉省	政府機関
EDF	Environmental Defense Fund	環境防衛基金	環境団体
EDSP	Endocrine Disruptor Screening Program	内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム	政策
EPA	Environmental Protection Agency	環境保護庁	政府機関
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品局	政府機関
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	政策
NIH	National Institutes of Health	国立衛生研究所	政府機関
NIOSH	National Institute for Occupational Safety and Health	国立労働安全衛生研究所	政府機関
NIST	National Institute of Standards and Technology	国立標準技術局	政府機関
NNI	National Nanotechnology Initiative	国家ナノテク・イニシアティブ	政策
NRDC	Natural Resources Defense Council	天然資源防衛協議会	環境団体
NSF	National Science Foundation	国立科学財団	政府機関
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局	政府機関
OPPT	Office of Pollution Prevention and Toxics	汚染防止有害物質局(EPA)	政府機関
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局	政府機関
RCC	Canada-United States Regulatory Cooperation Council	米加規制協力会議	政府機関
SNUR	Significant New Use Rules	重要新規利用規則	政策
SOCMA	Society of Chemical Manufacturers and Affiliates	化学品製造者・関連業者協会(前・合成有機化学品製造者協会)	業界団体
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法	政策

### 1-6-2. EU

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ANSES	Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail	フランス食品環境労働衛生安全庁	政府機関
BAuA	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	ドイツ連邦労働安全衛生研究所	政府機関
BfR	Bundesinstitut für Risikobewertung	ドイツ連邦リスク評価研究所	政府機関
Cefic	European Chemicals Industry Council	欧州化学工業連盟	業界団体
Danish EPA (DEPA)	Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen	デンマーク環境保護庁	政府機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
Defra	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境・食料・農村地域省	政府機関
DG SANCO	Health & Consumer Protection Directorate-Genera	健康消費者保護総局	EU
ECHA	European Chemicals Agency	欧州化学品庁	EU
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関	EU
ENVI	Committee on the Environment, Public Health and Food Safety	環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう)	欧州議会委員会
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生庁	政府機関
JRC	Joint Research Centre	共同研究センター	EU
MEEM	Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer	フランス、環境・エネルギー・海洋省	政府機関
NIA	Nanotechnology Industries Association	ナノテク工業協会	業界団体
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則	政策
RIVM	Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu	オランダ国立公衆衛生環境研究所	政府機関
RoHS	Restriction of Hazardous Substances Directive	電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令	政策
SCCS	Scientific Committee on Consumer Safety	消費者安全科学委員会	EU
SCENIHR	Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks	新興及び新たに特定された健康リスクに関する科学委員会	EU
SCHER	Scientific Committee on Health and Environmental Risks	保健環境リスク科学委員会	EU
SCoPAFF	Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed	植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会	政府機関
UBA	Umweltbundesamt:	ドイツ連邦環境庁	政府機関

### 1-6-3. その他諸国・国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
APVMA	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	オーストラリア農薬・動物医薬品局	政府機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	国際機関
FoE	Friends of the Earth	フレンズ・オブ・アース	環境団体
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	化学品の分類および表示に関する世界調和システム	政策
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関	国際機関
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会	業界団体
ISO	International Organization for Standardization	国際標準機構	国際機関
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	国際機関
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ	政策



略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画	国際機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関	国際機関
WNT	Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme	テストガイドライン・プログラムのナショナル・コーディネーター作業部会	国際機関
WPMN	Working Party on Manufactured Nanomaterials	工業ナノ材料作業部会 (OECD)	国際機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research	国連訓練調査研究所	国際機関